

容器承認書

原規規発第 2212196 号

令和 4 年 12 月 19 日

三菱原子燃料株式会社

代表取締役社長 大和矢 秀成 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 59 条第 3 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 10 月 31 日付け三原燃第 22-0311 号（以下「申請書」という。）をもって申請のあった輸送容器については、同法第 59 条第 1 項に規定する技術上の基準のうち容器に関する基準に適合していると認められるので、同法第 59 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

なお、申請書は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 20 号）による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号。以下「改正前規則」という。）に適合していることを認めた核燃料輸送物設計承認書（令和 3 年 3 月 11 日付け原規規発第 2103111 号）に基づくものであることから、本容器承認書は、改正前規則に定める容器に関する基準に適合しているものであることを申し添えます。

記

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
添付の申請書の写しに記載のとおり

承認容器として使用する期間

令和4年12月19日から令和8年3月10日まで

承認容器登録番号

各容器につき以下のとおり

S※A2037 (注)

(注) ※は添付の申請書の写しの5.に記載された番号のうち、MX6-を除いた部分の数字を指す。例えば、番号がMX6-108ならば、承認容器登録番号はS108A2037となる。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第22条第2号から第5号まで、第8号及び第9号に掲げる事項

添付の申請書の写しの1. から4. まで及び7. に記載のとおり

容器承認申請書

三原燃第 22-0311 号

令和 4 年 10 月 31 日

原子力規制委員会 殿

住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622 番地 1

氏名 三菱原子燃料株式会社

代表取締役社長 大和矢 秀成

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 59 条第 3 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 輸送容器の名称 : MX-6P型

2 輸送容器の外形寸法及び重量

(1) 輸送容器の外形寸法

外径 : 約 2.1 m (前部及び後部衝撃吸収カバーを含む)

長さ : 約 6.0 m (前部及び後部衝撃吸収カバーを含む)

(2) 輸送容器の重量 : 14.7 トン以下

(3) 核燃料輸送物の総重量 : 19.5 トン以下 (輸送架台は含まず)

(4) 輸送容器の主要材料

本体 : ステンレス鋼、銅、合金鋼、レジン

蓋部 : チタン合金、合金鋼、レジン

バスケット : アルミニウム合金、ボロン入りステンレス鋼、
ステンレス鋼

衝撃吸収カバー : 木材、ステンレス鋼、合金鋼

(5) 輸送容器の概略を示す図

添付図のとおり

詳細形状は、本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計承認申請書（令和2年6月29日付け三原燃第20-0164号（令和3年2月23日付け三原燃第20-0708号をもって一部補正））に係る添付資料1の別紙の(イ)－第C.3図から(イ)－第D.3図までに示されている。

3 核燃料輸送物の種類

(1) 核燃料輸送物の種類 : A型核分裂性輸送物

(2) 輸送制限個数 : 制限なし

(3) 配列方法 : 任意

(4) 臨界安全指数 : 0

4 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

添付表のとおり

- 5 承認を受けようとする容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号

MX6-108

MX6-110

- 6 承認容器として使用することを予定している期間

令和8年3月10日まで

- 7 その他特記事項

- (1) 核燃料輸送物設計承認番号

J/2037/AF-96

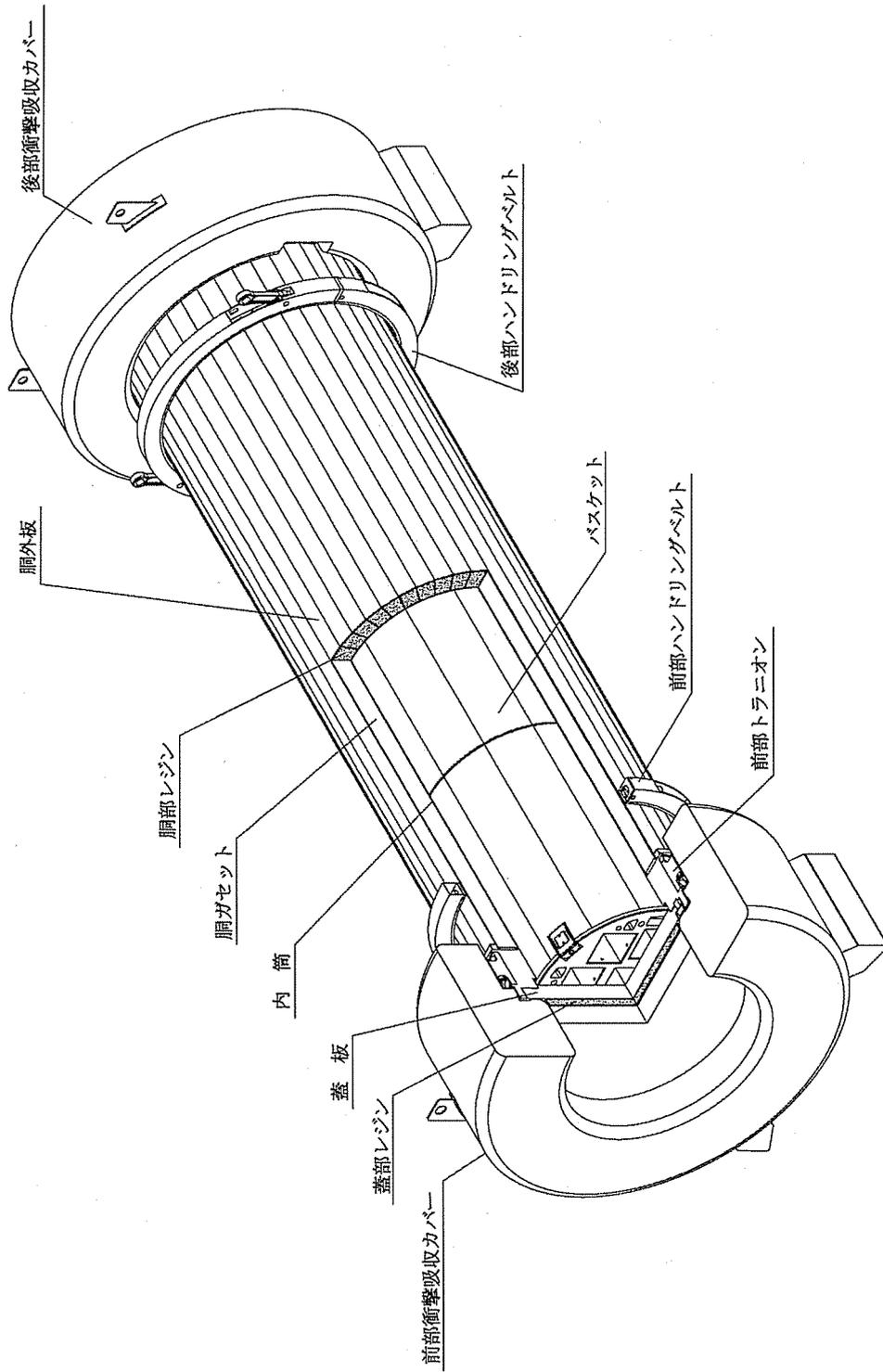
- (2) 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項

本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計承認申請書（令和2年6月29日付け三原燃第20-0164号（令和3年2月23日付け三原燃第20-0708号をもって一部補正））の9に示す輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項のとおり。

- (3) 承認容器として使用する期間に関連する情報

承認を受けようとする容器の完成日は以下のとおり。

容器番号	完成日
MX6-108	令和4年9月20日
MX6-110	令和4年9月26日



添付図 MX-6P型輸送容器 外観及び構造図

添付表 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

項目		燃料集合体の型式			
		14×14型 (10 フィート)	14×14型 (12 フィート)		
種類		軽水炉 (PWR) 用新燃料集合体 ¹⁾			
性状		固体 (二酸化ウラン粉末焼結体又はガドリニア入り二酸化ウラン粉末焼結体)			
輸送容器 1基当たり	収納物重量 (kg)		4800 以下		
	収納体数 (体)		8 以下		
	燃料集合体重量 (kg)		□ 以下	□ 以下	
	放射能 の量	総量 (GBq)		□ 以下 (主要な核種の合計: □ 以下)	□ 以下 (主要な核種の合計: □ 以下)
		主要な核種 ²⁾ (GBq)	²³² U	□	□
			²³⁴ U		
			²³⁵ U		
²³⁶ U					
²³⁸ U					
⁹⁹ Tc	□	□			
発熱量		該当せず (未使用)			
濃縮度 (wt%)		5.0 以下			
燃料集合体 1体当たり	重量	燃料集合体重量 (kg)	□ 以下	□ 以下	
		二酸化ウラン重量 (kg)	□ 以下	□ 以下	
		ウラン重量 (kg)	□ 以下	□ 以下	
	燃焼度	該当せず (未使用)			
冷却日数	該当せず (未使用)				
濃縮ウラン中の不純物仕様		²³² U	≤0.0001 μg/gU (²³⁶ U < 125 μg/gU の場合は適用外)		
		²³⁴ U	≤1.10×10 ⁴ μg/g ²³⁵ U		
		²³⁶ U	≤250 μg/gU		
		⁹⁹ Tc	≤0.01 μg/gU (²³⁶ U < 125 μg/gU の場合は適用外)		

注 1) 使用済燃料プールに保管されていた未使用の燃料集合体を含む

注 2) 濃縮度が 5.0 wt% の場合